

天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年 10月20日(金) 午後1時30分から午後2時02分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (9人)

会長	9番委員	内	山	正	勝
第1順位職務代理者	8番委員	円	谷	要	
委員	1番委員	磯	部	伊	弘
	2番委員	伊	藤	義	則
	3番委員	石	井	一	美
	4番委員	大	野	義	明
	5番委員	小	沼	孝	雄
	6番委員	星		重	保
	7番委員	小	針	久	司
農地利用最適化推進委員	兼子	孝		昭	

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 許可の条件を履行したことの証明について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 平成29年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 森 賢一

農業委員会書記 鈴木政則

- 事務局長 定刻になりましたので、次第により進行致します。開会を円谷職務代理よりお願い致します。
- 円谷職務代理 ただ今より、平成29年第10回天栄村農業委員会総会を開会致します。
- 事務局長 会長挨拶 内山会長から挨拶を申し上げます。
- 会長 (内山会長挨拶)
- 事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になることとなっておりますので、内山会長よろしくお願いします。
- 議長 しばらくの間、議長を務めさせて頂きます。ご協力の程を宜しくお願い致します。本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づき本委員会は成立しております。
- 次に、会議に入る前に議事録署名委員を指名致します。議事録署名委員については7番 小針 久司委員、8番 円谷 要委員の両名にお願い致します。
- ただ今より議事に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題と致します。No. 1、No. 2については関連がございますので、一括審議と致します。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (議案書1~5ページを朗読)
- 議長 事務局からの説明が終わりましたので、皆様からご意見、ご質問がある方は挙手願います。
- (質問・意見なし)
- 議長 それではこちらは報告事項なので承認と致します。
- (13:38 決定)
- 議長 続いてNo. 3について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (議案書6~8ページ朗読))
- 議長 事務局からの説明が終わりましたので、皆様からご意見、ご質問がある方は挙手願います。
- (質問・意見なし)
- 議長 それではこちらは報告事項なので承認と致します。
- (13:41 決定)
- 議長 続きまして、報告第2号「許可の条件を履行したことの証明について」の件を議題と致します。事務局より説明を求めます。
- 事務局 (議案書9~15ページを朗読)
- 会長 事務局からの説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がある方は挙手願います。
- 円谷委員 現況、畑から宅地への修正をしなかったということで再申請するため書類が欲しいということですね。今までしていなかったのに建物が建っていて何か問題は起きなかったのですか。

- 事務局 こちらの場所ですと、既に現況課税は宅地という形で、転用許可自体も出ている案件でございますので、課税上の問題は無かつたのですが、登記簿上の地目で畠の状態ですと、このあと別の方に土地を売り渡すというような話があるそうなので、畠の状態ですと所有権移転の方が・・・
- 円谷委員 いや、聞いているのは、登記簿が畠になっているわけだから登記簿は、今もずっととなっていないでしょ。今回やったのでしょうかけども。パチンコ屋はそれ以前からある建物は、建てる際、許可するときに引っかからなかつたのかということを聞いているのですが、その当時。
- 事務局長 この土地については平成2年にパチンコ屋の宅地とその駐車場という形で許可が出ています。それでその許可が出て、その後本来であれば地目を宅地という風に変更しなくてはならなかつたのですが、変更していなかつたと、この一筆だけ。それで今回、パチンコ屋の敷地の土地を、土地についてはほぼ全部借地ですが、建物自体は[REDACTED]さんのところで持っていますが、建物だけを所有してもしようがないということで、ついで借地の土地も地権者の方にお話しして、売ってくれませんかということで、今回、その当時転用の許可をもらっても宅地の名義変更というか、地目変更していなかつたので、ただ許可証自体が平成2年なので紛失してしまったということで、間違いなくその許可証を履行しているというかどうかということの確認ですね。それでその確認があつて初めて法務局で地目変更ができるという形になっておりますので、本来であれば許可証を添付しますが、その許可証を紛失してしまったということです。しかし間違いなく転用は履行されている。
- 円谷委員 登記するのにそれが必要だから申請してやつたということですが、それは平成2年にこここの敷地へ100%農地で、宅地の部分があつたかもしれないけれども、みんな農地だったのかな。
- 事務局長 宅地は無くて全部農地です。農地だけですね。
- 円谷委員 みんな農地だけだったんですよね。あそこは平成2年に全部一括で変わっているということですね。
- 事務局長 そうです。それで役場の[REDACTED]さん[REDACTED]さんの土地もありまして、まつ、中には売っている方もいるようですが、うちは借地でやりましたということで、後から途中で、もしかすると売っているかもしれないですね。
- 円谷委員 金銭の取引をやっているかもしれないということですか。
- 事務局長 実際に[REDACTED]さんが、お金まで全部土地まで所有すれば、[REDACTED]さんの方で地目変更をかけたのでしょうかが、今回は借地ということで地権者が本当は地目変更しなければならない。しかし[REDACTED]さんの方でそれをちょっとしていなかつたということです。それで今回改めて、欲しいという方へ売るのに、農地のままだつたので、このままですと地目変更ができないから、許可証をもとに地目変更をしてほしいという事でございます。
- 円谷委員 たぶんお金を先にもらっていて、催促されたのではないですか。

- 議長 ここは、一回は証明を貰っているのですか。
- 事務局長 許可はもらっています
- 議長 紛失したためにですね。
- 円谷委員 許可をもらっていたけど、登記をしていなかった
- 事務局長 貰っていたけど、地目変更をしていなかったようです。
- 円谷委員 倒産した会社にそういうのがあると買わないと言われているんですよ。買えないんですよ。その為に要求されたのだと思うんですよね。流れ的にはそうではないかと思うんですよね。
- 事務局長 それで今回ですね、この建物を買うという話があるのが、██████████です。そこで██████████以外にも障害者のケアみたいなものができるような大きな建物にしたいと。ちょうどみたところ、手頃なものがあったということです。あそこは一度、██████████さんになったのですけど、ほとんど開店休業状態ということで、うちで引き取って██████████をやりながら、それもうまくやりたいというお話をございまして、たぶんそちらの話で進んだものだと思います。
- 円谷委員 そういう施設は大いに歓迎ですね。わかりました。
- 議長 他にご質問はありませんか。
- (質疑・意見なし)
- 議長 意見、質疑なしと認めこちらは報告事項でございますので承認と致します。
- (13:52 決定)
- 議長 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題と致します。事務局から説明を願います。
- 事務局 (議案書16～17ページを朗読)
- 議長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。担当委員は6番 星重保委員より説明願います。
- 星(重)委員 今説明がありましたように、██████████さんと██████████さんはおばさんと甥の関係にあります。それで██████████さんは現在体が不自由で、長女と東京に住んでおります。長男は既に10年位前に亡くなってしまっており農業は行われておりません。それで██████████さんは湯本地区の中山間の会長をやっておりまして、湯本一の農業を目指すということです。田んぼを湯本地区では一番多くの面積を持っております。今回これをみると1町歩を超えるかなと思います。湯本地区では縁故関係がかなり多いです。親戚関係で昔から世話をしていた関係上、無償であげたいということです。以上となりますので宜しくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。
- (意見・質疑なし)
- 議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(13:59 決定)

議長 続いて、議案第2号 「平成29年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 (議案書18ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は白子地区担当の農地利用最適化推進委員 兼子委員より説明を願います。

兼子委員 [REDACTED]さんと[REDACTED]さんに話を聞いてまいりました。再設定なので何の問題もありません。[REDACTED]さんの件ですが、認定農業者なので、これから農地拡大をしたいと申しております。以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:01 決定)

議長 以上をもちまして本日提出されました案件についての議事はすべて終了致しました。これをもちまして私の議長の席を降ろさせて頂きます。ご協力ありがとうございました。

事務局長 皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは、閉会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理 以上を持ちまして平成29年第10回農業委員会総会を閉会と致します。

天栄村農業委員会會議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成29年11月20日

議長

内山正勝



7番委員

小川久司



8番委員

内山 雅

